

食品安全委員会第 326 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 22 年 4 月 1 日 (木) 14:00 ~ 14:58

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

- (1) 食品安全委員会が自らの判断により行う食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価に係る微生物・ウイルス専門調査会の審議結果について
- (2) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について
 - ・農薬「ピリミノバックメチル」に係る食品健康影響評価について
 - ・遺伝子組換え食品等「耐熱性 - アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統」に係る食品健康影響評価について
- (3) 平成 22 年度食品安全委員会運営計画について
- (4) 平成 22 年度において企画専門調査会に調査審議を求める事項について
- (5) 食品安全モニター課題報告「食品安全委員会からの情報発信について」
(平成 22 年 1 月実施)の結果について
- (6) その他

4 . 出 席 者

(食品安全委員)

小泉委員長、見上委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、小野勧告広報課長、
本郷情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5 . 配布資料

資料 1 食品安全委員会が自らの判断により行う食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価に係る微生物・ウイルス専門調査会の審議結果について

資料 2 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ピリミノバックメチル>

資料 2 - 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<耐熱性 - アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統>

資料 3 平成 22 年度食品安全委員会運営計画（案）

資料 4 平成 22 年度において企画専門調査会に調査審議を求める事項（案）

資料 5 - 1 食品安全モニター課題報告「食品安全委員会からの情報発信について」（平成 22 年 1 月実施）の結果（要約）

資料 5 - 2 食品安全モニター課題報告「食品安全委員会からの情報発信について」（平成 22 年 1 月実施）の結果

資料 6 食品安全委員会専門委員の改選について（報告）

6 . 議事内容

小泉委員長 それでは、ただ今から、第 326 回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は、6 名の委員が出席です。

また、本日事務局で幹部の人事異動がありましたので、事務局から紹介をお願いいたします。

栗本事務局長 本日付で 1 名の異動がございました。

情報・緊急時対応課長が酒井から本郷に代わりましたので、御紹介いたします。

本郷情報・緊急時対応課長 本郷でございます。よろしくお願いいたします。

小泉委員長 それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第 326 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

議事次第の紙の外に、資料 1「食品安全委員会が自らの判断により行う食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価に係る微生物・ウイルス専門調査会の審議結果について」。

資料 2 - 1「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について ピリミノバックメチル」。

資料 2 - 2「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について 耐熱性 - アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統」。

資料 3「平成 22 年度食品安全委員会運営計画（案）」。

資料 4「平成 22 年度において企画専門調査会に調査審議を求める事項（案）」。

資料 5 - 1「食品安全モニター課題報告『食品安全委員会からの情報発信について』（平成 22 年 1 月実施）の結果（要約）」。

資料 5 - 2「食品安全モニター課題報告『食品安全委員会からの情報発信について』（平成 22 年 1 月実施）の結果」。

資料 6「食品安全委員会専門委員の改選について（報告）」。

以上でございます。資料の不足はございませんでしょうか。

小泉委員長 よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。

(1) 食品安全委員会が自らの判断により行う食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価に係る微生物・ウイルス専門調査会の審議結果について

小泉委員長 最初に「食品安全委員会が自らの判断により行う食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価に係る微生物・ウイルス専門調査会の審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から審議結果についての報告書が提出されております。

まず、担当委員の見上さんから説明をお願いいたします。

見上委員 説明申し上げます。

審議の経緯を簡単に述べますと、微生物・ウイルス専門調査会では、昨年6月、鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリの評価を終えた後、評価の優先順位が高いとされる残りの3案件、すなわち「牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌」「鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス」「カキを主とする二枚貝のノロウイルス」につきまして、現状の情報整理、リスクプロファイルの更新、各案件の評価の実行可能性・方向性の検討が行われました。

審議結果ですが、この3件のうち、牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌につきましては、速やかなリスク評価及びリスクコミュニケーションが必要であるとの認識が示され、当該案件につきましては、データ収集等が行われれば、一定の定量的リスク評価が実施可能とされました。しかし、その間、牛肉、牛内臓肉の生食に係るリスクに関する現状につきまして、食品安全委員会は国民への周知を更に徹底させる必要があるとされました。

2つ目の案件の鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディスにつきましては、当分の間、状況を見守ることが適切とされたことと、カキを主とする二枚貝中のノロウイルスにつきましては、今後定量的リスク評価を行うために、このウイルスの増殖系の確立等が必要で、その課題について知見を得ていく必要があることとの審議結果です。

詳しくは事務局から説明願います。

北條評価課長 それでは、資料1に基づきまして御説明申し上げます。

まず、資料1の構成でございますけれども、表紙を1枚めくっていただきまして、別添といたしまして、3枚にわたり専門調査会におけます審議結果の概要がまとめられております。

その後に、それぞれ3案件に係るリスクプロファイルが別添として添付されております。

本日は、この別添の概要に沿いまして、概略を御説明申し上げます。

まず、経緯でございますけれども、食中毒原因微生物に関する自ら評価につきましては、平成16年12月に評価案件ということとして決定をいたしました。その際に、3つほど検討がされました。

1つ目は、評価指針をとりまとめること。

2つ目は、評価対象とすべき微生物の優先順位について検討をすること。

3つ目は、それを踏まえて個別の微生物の食品健康影響評価の実施を行うこと。

その後、平成 18 年 6 月、評価指針がとりまとめられました。合わせまして、9つの食品 - 微生物の組合せに関するリスクプロファイルのとりまとめが行われまして、このものにつきましては既に公表されております。

更に、優先順位の高いものといたしまして、先ほど見上先生からも御紹介いただきましたけれども、4つの案件が選定されたわけでございます。この中でカンピロバクター・ジェジュニ/コリにつきましては、実行可能性の高い案件といたしまして、平成 19 年 7 月に選定されまして、このものから評価を開始することが決定されたわけでございます。

その後、約 2 年にわたりまして、専門調査会で御評価をいただきまして、平成 21 年 6 月に「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ」の食品健康影響評価書がとりまとめられたということでございます。

このカンピロバクター以外の優先 3 案件につきましては、案件ごとに検討グループを設置いたしまして、先ほど見上委員から御紹介がございましたように、現状の情報整理、各案件の食品健康影響評価の実行可能性・方向性についての整理が行われて、その結果がまとめられたということでございます。

それぞれの審議結果の概要につきましては、別添の 1 ページの下の方からまとめられております。まず「牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌」でございます。

腸管出血性大腸菌感染症の発生は漸増傾向にあるということ、特に牛肉及び牛内臓肉を生または加熱不十分な状態で喫食する事例では、食中毒の発生が多く、重症例及び死亡例も見られる。このようなことから、当該案件につきましては、速やかなリスク評価及びリスクコミュニケーションが必要な案件と考えるという結果となっております。

ただ、実際の評価につきましては、現在実施中の牛内臓肉の汚染率・汚染濃度等に関する研究結果等によってデータ収集などが行われれば、一定の定量的リスク評価が実施可能と考えるという結論になっているわけでございます。

2 ページ、2 つ目の「鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス」でございます。

生産段階での取組強化などによりまして、食鳥卵の規格基準の制定以降、サルモネラ・エンテリティディスによる感染症の発生は、10 分の 1 以下に減少しているということで、当分の間、状況を見守ることが適当と考えるという審議結果でございます。

なお、食品健康影響評価については、現在市販されております鶏卵の汚染率・汚染濃度等のデー

タ収集が行われれば、一定の定量的なリスク評価が実施可能と考えるというとりまとめとなっております。

3つ目の「カキを主とする二枚貝中のノロウイルス」でございます。

ノロウイルスによります感染症の発生というものは減少傾向にあるということではございますが、原因物質別の食中毒患者数では依然最多の状況にあるということで、食品取扱者からの食品への二次汚染によると考えられる食中毒事例が増加しているといったことが示唆されております。

しかしながら、評価に必要となります感染性を有するウイルスの暴露量及び用量反応関係の推定には、ノロウイルスの増殖系の確立が必須とされているということで、今後、定量的リスク評価を行うために、当該課題についてさらなる知見を得ていく必要があるというとりまとめになっているところでございます。

これら3案件の議論の中で、特に牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌につきまして、いろいろ議論がございまして、その点につきましては「(2)国民への情報提供について」というところに記載がございまして。

平成20年度に国内のと畜場で処理をされまして、生食用の食肉の加工基準目標を満たした生食用牛レバーの出荷実績がないにもかかわらず、生食用牛レバーの流通があるという齟齬が認められるということが専門調査会の中で指摘されて、かなり議論になったところでございます。

この腸管出血性大腸菌によりまして中毒を起こした事例で、原因食品が判明したものはすべて食肉に関係しているといったことから、牛肉及び牛内臓肉の生食の腸管出血性大腸菌による食中毒発生への寄与が大きいということが考えられるということでございます。特に小児の牛内臓肉の喫食というものが原因となりました食中毒に伴いまして、HUS、溶血性尿毒症症候群の発生の事例があるといったことから、この牛内臓肉の生食に関するリスクについては、国民への周知を徹底させる必要があるという強い意見が出されたということでございます。

以上が専門調査会における審議の概要でございまして、先ほど申し上げたとおりでございますが、その後にそれぞれのリスクプロファイルについて添付をされているところでございます。

なお、審議の詳細な経緯につきましては、3ページの「4 その他」から記載されておまして、御検討いただきました各検討グループの先生方のリストにつきましては、4、5ページにとりまとめられているところでございます。

説明は以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

野村さん、どうぞ。

野村委員 ちょっと伺いたいのですが、このリスクプロファイルと概要は、今日了承された後、リスク管理機関には周知されるのでしょうか。

北條評価課長 この審議結果につきましては、関係省庁の方には御送付申し上げようと考えております。

野村委員 特に牛内臓肉につきましては、きちんとした調査があるのかどうかわかりませんが、聞くところによると、相当ある種のファッション的なのというか、内臓の喫食が盛んに行われているというようなことがありますので、是非その辺は、リスクコミュニケーションも含めて、扱いをきちんとしていただくようお願いしたいと思います。

小泉委員長 ありがとうございます。今、野村さんがおっしゃいましたように、この優先評価3案件の評価の問題と、今、言われたような国民への情報提供の方法といったものについて、外の委員の方々は何か御意見ございますでしょうか。

畑江さん、どうぞ。

畑江委員 前のカンピロバクターのときもそうですけれども、家庭で喫食するよりは飲食店で喫食するときに事故が多いような気がするので、そちらに対する注意喚起もしっかりやっていただきたいと思います。

小泉委員長 おっしゃるとおりだと思います。私は大学で食中毒を教えていましたが、昔は原因施設として家庭がトップだったのですけれども、大分前からトップは常に飲食店ということになっていますので、とても大事なことだと思います。

外に何か御意見ございませんか。よろしいですか。

それでは、牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌等の優先3案件の食品健康影響評価につきましては、データ収集等が行われれば、一定の定量的リスク評価が実施可能ということですので、引き続きデータ収集等に努めていただくようお願いいたします。

また、牛内臓肉の生食に係るリスク評価につきましては、国民の健康保護が何より重要ですので、事務局において速やかに情報発信をするようお願いいたします。

なお、報告書につきましては、リスク管理機関におけるデータ収集あるいはリスクコミュニケーション等の取組みに活かされますよう、情報提供をしておいてください。

なお、自ら評価の対象は、平成 16 年に食品安全委員会が決めたのですが、食中毒原因微生物となっているところがございます。しかし、その中で、データ収集等の問題もありまして、なかなか確実なリスク評価に結び付きにくいようなものもあると考えられますので、今後はどの案件について確実な評価ができるのか、あるいはできないのか、また、優先順位が高いのか、低いのかを明らかにする必要があると考えます。

このため、今回の報告書にある優先 3 案件は勿論のこと、リスクプロファイルが作成されている残り 5 案件、更にリスクプロファイルが作成されていないものにつきましても、微生物・ウイルス専門調査会において、今後の進め方を検討していただくよう、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(2) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

小泉委員長 それでは、次の議事に移ります

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について」です。

まず、農薬 1 品目に関する食品健康影響評価についてです。本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集手続が終了しております。

事務局から説明をお願いいたします。

北條評価課長 資料 2 - 1 に基づいて御説明いたします。

評価書の 3 ページ「審議の経緯」に記載がございますように、本農薬につきましては、1996 年に初回農薬登録をされている除草剤でございます。

今回の評価の要請につきましては、2007 年 10 月に魚介類に対します基準設定の依頼がございまして、これを受けまして、厚生労働大臣より評価の要請があったものでございます。

評価書(案)につきましては、昨年 6 月 18 日から 7 月 17 日まで、国民からの御意見・情報の募集の手続が行われました。

結果につきましては、最後の紙に「参考」として付けさせていただいておりますが、1 通御意見をいただいております。

御意見でございますが、毒性試験データの詳細をすべて公開するということと、ADI を再検討す

べきであるという2点でございます。

特に ADI の再検討する理由といたしまして、ここに3点ほどの御意見が記載されておりまして、論点となっておりますのは、ラットを用いました104週間の反復投与/発がん性併合試験の結果の無毒性量のとり方についてでございます。

まず、データの公開でございますけれども、現在の取扱いといたしましては、基本的に申請者の知的財産に関わるものであるということで、非公開ということとしておりますが、現在、公開で審議を行っております幹事会終了後に、非公開情報がマスキングされた審議資料を閲覧可能とするような方向で検討を進めているということでございます。

2点目の ADI の点でございますけれども、御指摘いただいておりますのは、先ほど申し上げました反復投与/発がん性併合試験の所見のとり方でございますが、御指摘いただいております100 ppm 以上の投与群で好中球比率の増加、リンパ球比率の低下等が認められるという点につきましては、専門調査会としては100 ppm 以上投与群におけるこれらの変化は、投与期間を通じて認められたものではなかったことから、一時的なストレス反応である可能性が高いと判断しているということでございます。

したがって、100 ppm 投与群の好中球数の増加及びリンパ球比率の低下は毒性影響ではないと結論しているという回答となっているところでございます。

理由の2番目に、この無投与群として高い数値のLGL白血病の発生頻度があるという御指摘でございます。

無投与群のLGL白血病の発生頻度が高いという御指摘につきましては、このLGL白血病は1年齢を越したF344ラットにおきまして、一般的に自然発生の腫瘍ということで、対照群の発生が70%を超えることがあるということでございます。

このことから、当該試験におけます対照群のLGL白血病の発生頻度は決して高いものではないと考えているという回答となっております。

最終的には、農薬専門調査会としては、ADI につきましての変更は要さないと考えているという結果でございます。

したがって、ADI 等の変更はございませんので、専門調査会の評価結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意

見、御質問がございましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「ピリミノバックメチルの一日摂取許容量を 0.02 mg/kg 体重/日と設定する。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

小泉委員長 それでは、続きまして、遺伝子組換え食品等 1 品目に関する食品健康影響評価についてです。本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

事務局から説明をお願いいたします。

北條評価課長 資料 2 - 2 に基づいて御説明いたします。

評価書の 3 ページ「審議の経緯」に記載がございますように、今回の評価の要請につきましては、2007 年 12 月に厚生労働大臣より評価の要請がございました。

評価書(案)につきましては、本年 2 月 18 日から 3 月 19 日まで、国民からの御意見・情報の募集を行いました。

結果でございますが、最後のページに記載がございますように、期間中に御意見・情報はございませんでした。

したがいまして、専門調査会の評価結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「遺伝子組換え食品種子植物の安全性基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(3) 平成 22 年度食品安全委員会運営計画について

小泉委員長 それでは、次の議題に移ります。

「平成 22 年度食品安全委員会運営計画について」です。本件につきましては、2 月 25 日の第 321 回委員会会合においてとりまとめました（案）について意見募集を行い、それを踏まえた上で、本委員会において最終決定を行うこととされました。

これを受けまして、2 月 25 日～3 月 26 日まで意見募集が実施されましたので、その結果について、事務局から説明してください。

西村総務課長 それでは、お手元の資料 3 に従いまして御説明申し上げます。

今、委員長より御紹介がありましたように、この 22 年度運営計画（案）につきましては、2 月 25 日から 30 日間の意見募集が行われました。その結果が資料の 12 ページ以下でございます。この期間中に御意見があったのは 3 通でございました。

それぞれの概要とそれに対する考え方でございますけれども、12 ページの最初にございますのは、評価ガイドラインの作成について早急に策定してくださいという意見でございます。

これにつきましては、農薬等の評価ガイドラインについては、策定に向け、専門調査会で審議を進めており、また当運営計画は、平成 22 年度中に取り組みべき計画ということでございますので、22 年度中の策定に向け鋭意取り組んでいくということでございます。

2 つ目は、評価ガイドラインの中で、食品中で非意図的に生成する発がん性のある汚染物質に関するリスク評価ガイドラインの策定が必要であるという御意見でございます。

これにつきましては、現在、策定に向け審議中の農薬等の各種評価ガイドラインの中で、発がん性の評価についても含めて考えるということになっておりまして、これにつきましても、平成 22 年度中の策定に向け鋭意取り組んでいくことを書いているところでございます。

13 ページですが、リスクコミュニケーションにつきまして、情報提供、相談等の積極的実施に関してということで、消費者へのわかりやすい情報やマスメディア等への対応について一層の努力が必要であるという御意見をいただいております。

これにつきましては、情報提供に当たっては、リスク評価の審議結果や考え方・プロセスをわかりやすく表現することが大切であるという考え方を下に、この運営計画の中にも、ホームページの活用あるいは季刊誌等々の方策について書かれているところでございまして、こういった各種手段を用いて情報提供に取り組んでまいりたいということが書かれているところでございます。

13 ページの下の方ですが、リスクコミュニケーションに係る関係府省等との連携に関して、関係府省が開催する意見交換会などに対する協力や支援の具体化について、計画（案）に記載してくだ

さいということでございます。

これにつきましては、この御指摘の点を踏まえ、修正をしたところでございます。

14 ページ、緊急事態への対処ということ、緊急事態への対応については、とりわけ消費者庁との連携を踏まえた上で対処体制の整備や訓練の実施を行うことが必要ですという御意見をいただいております。

これにつきましても、この御意見を踏まえて、記述を修正しております。

14 ページの下の方が2 通目の意見になります。国際協調の推進に関してということで、積極的な推進を要望するというところで書かれているところでございます。15 ページの上の方にございますように、議論機会や情報交換の機会を定期的実施していただきたい、国民の声を反映できるように工夫をお願いしたい、あるいはコミュニケーションの場を活用して提供いただきたいということでございます。

これにつきましては、食品安全委員会は外国政府機関や国際機関との連携を通じて、国際的にも調和のとれた信頼度の高いリスク評価の実施に積極的に取り組んでいきたいということでございまして、御指摘を踏まえて、積極的に意見交換などをしていくということを整理しているところでございます。

15 ページの「その他」のところにあるのが3 通目の御意見でございます。計画となっている工程、スケジュール等がわかるようにしていただきたいということでございます。

この運営計画につきましては、食品安全委員会全体として22 年度中に取り組むべき活動内容ということで整理をしているところでございまして、また、毎年度、企画専門調査会及び食品安全委員会において、実施状況の中間報告及び1 年間のフォローアップを行っています。それから、緊急事態の対処体制については、指針を定めているといったような対応をしているということで御回答をとりまとめているところでございます。

こういった今回いただきました国民の皆様からの意見を踏まえまして、今回修正した点は16 ページでございまして、2 か所修正をしております。

この運営計画の9 ページのリスクコミュニケーションの関係では、消費者庁やリスク管理機関との協力といった部分に関しまして「意見交換会の共催、関係府省が主催する意見交換会等への参画等の連携を図る」といった部分を追加しております。

また、16 ページの下の方は、緊急時の対応については、とりわけ消費者庁との連携が大事だという御指摘がございましたので、これを踏まえまして「消費者庁その他の関係行政機関等との連携を図る」ということを付け加えているところでございます。

この修正を溶け込ませたものが運営計画(案)として整理したものでございまして、もしこれで

御了承いただければ、運営計画という形で決定をいただければということでございます。

説明は以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明によりますと、もう既にこの（案）には修正部分が付け加えられているということですが、その外に何か御意見、御質問はございませんでしょうか。この修正案でよろしいですか。

（「はい」と声あり）

小泉委員長 それでは、本件につきましては、この内容で決定ということにさせていただきます。それでは、次の議事に移ります。

（４）平成 22 年度における企画専門調査会に調査審議を求める事項について

小泉委員長 「平成 22 年度における企画専門調査会に調査審議を求める事項について」です。事務局から説明をしてください。

西村総務課長 それでは、資料 4 に基づきまして、御説明を申し上げます。

企画専門調査会に調査審議を求める事項につきましては、食品安全委員会決定である運営規程の中で、年間計画等を調査審議するということになっているところでございますけれども、具体的に毎年度調査審議を求める事項につきましては、年度初めに親委員会の方で決定をいただき、企画専門調査会に調査審議を求めることになっております。

これを踏まえまして、平成 22 年度におきましては、以下の 4 項目につきまして、調査審議を求めることにしてはいかがかというものでございます。

- 1 番目は、21 年度の運営計画のフォローアップと運営状況報告書の作成。
- 2 番目は、自ら評価を行う案件の候補の選定。
- 3 番目は、平成 22 年度の運営計画の実施状況の中間報告のとりまとめ。
- 4 番目は、平成 23 年度の運営計画ということでございます。

以上を食品安全委員会の決定として、企画専門調査会に調査審議を求めることにしてはいかがかということでございます。

小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意

見、御質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、今、提案のありました事項につきまして、企画専門調査会に対して調査審議をお願いすることとしたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。

議事（５）食品安全モニター課題報告『食品安全委員会からの情報発信について』（平成 22 年 1 月実施）の結果について

小泉委員長 「食品安全モニター課題報告『食品安全委員会からの情報発信について』（平成 22 年 1 月実施）の結果について」です。

事務局から報告をお願いいたします。

小野勧告広報課長 それでは、資料 5 - 1 及び 5 - 2 に基づきまして御報告いたします。

食品安全モニターの課題報告の結果でございます。資料 5 - 1 が要約、資料 5 - 2 が全体の報告でございます。主に資料 5 - 1 の要約を用いて御説明させていただきます。

今回行った調査は、食品安全委員会からの情報発信についてのものがございます。特に食品安全委員会のホームページ、メルマガあるいは会議で使った資料の使い方、あとは緊急時の情報発信として、昨年発注しました新型インフルエンザに関する情報提供について調査してございます。

資料 5 - 1 の 1 ページ目です。

今回の調査は 470 名のモニターの方々に対して行い、有効の回答数が 348 名、74%の方にお答えいただいております。

まず、食品安全委員会からの情報で重要であると考えているものはどれかということでお答えいただきました。結果の表でございます。

それを見ますと、季刊誌の『食品安全』が 68.7%、メールマガジンが 67.8%となっており、定期の刊行物が上位となっているということでございます。

その次は、ホームページが 57.8%となっており、この 3 つが比較的高い重要性を持っているというお答えでございました。

2 ページ目、情報の活用方法ですが、モニターの皆様には、地域への橋渡しを呼びかけているところでございますが、こういった使い方をしているかという質問でございます。

結果が上の表です。

まず、知識を得るといふことの自己啓発に活用しているという方が 83%、友人や知人など第三者に情報提供をしているという方が 69%、社内やサークル・勉強会などの社会活動で活用していると

いう方が 36%ということでした。

資料 5 - 2 の 8 ページに年代別のデータが出ています。2 番目、3 番目の第三者に情報提供あるいは社会活動というところをみますと、60 歳代、70 歳代の方々が比較的外の年代に比べて高くなっており積極的に第三者に提供している状況となっております。

また、その他が 8%となっておりますが、具体的には例えば取引先、顧客などへ情報提供や授業、講義、講演を行った際の材料として活用しているというお答えが見受けられました。

続きまして、2 ページの下です。

ホームページの閲覧頻度について、どの程度見ていますかという問いでございます。

その結果が下の表でございまして、ほぼ毎日見ているという方が 3.2%、週に数回見ているという方が 19.8%、月に数回見ているという方が 35.3%ということです。

これも資料 5 - 2 の 10 ページでのデータでみると、年代の高い方が割と閲覧頻度が高いという結果となっております。

資料 5 - 1 の 3 ページですが、ホームページの評価についての問いでございます。「情報発信量」や「情報の探しやすさ」「内容の分かりやすさ」「親しみやすさ」「情報掲載のタイミング」といった項目で評価するかどうかということ聞いております。

この結果ですが、まず、比較的評価が高いのは、一番上の「情報発信量」と下から 2 つ目の「情報掲載のタイミング」です。

それから「情報の探しやすさ」や「内容の分かりやすさ」がそれに続く評価でしたが、割と低かったのが「親しみやすさ」でございました。

一番下に「総合評価」がございまして「非常に評価している」が 11%、「ある程度評価している」が 73%という結果となっております。

3 ページ目の下からは、メルマガについての問いでございます。

まず 1 つ目は、メルマガの閲覧状況です。

その結果を見ますと「毎号よく読んでいる」が 30%、「号によっては、よく読んでいる」が 36%、「あまり読んでいない」が 12%、「配信を受けていない」が 17.8%ということでございます。

資料 5 - 2 の 13 ページに、もう少し詳しい内訳が載っております。

13 ページの下の表ですけれども、男女別に見た内訳です。受信率を見ますと、女性の方が受信率が低くなっており、23%の方が配信を受けていないということですが、そういう要因を差引きましても、男性の方がよく読んでいる、あるいは号によってはよく読んでいるという比率が高くなっていくという状況でございます。

資料 5 - 1 に戻りまして、4 ページ目、メールマガジンの項目別の興味の度合ということでござ

います。

この結果を見ますと、一番上の「『重要なお知らせ』『お知らせ』」が「非常に興味がある」というお答えが非常に高くなっております。昨年の秋ぐらいから「重要なお知らせ」については、充実・強化を図ってきたところございまして、それが評価を受けているところでございます。その次に高かったのが「食品安全委員会ホームページの新着情報」でございます。それに続きまして、意見交換会ですとか、あるいは委員会、専門調査会の結果概要、リスク評価に対する意見・情報の募集についてということになっております。割と低かったのが、意見交換会の開催案内、委員会、専門調査会の開催案内でございます。

その下は、メールマガジンの情報発信の量とその内容についての問いでございます。

まず、4ページの下の方で、これは情報発信量の評価でございます。これをみますと「ちょうど良い」というお答えが59%に対して、「多い」というお答えが36%、「少ない」というお答えが3.4%というところございました。

5ページの上の方で、内容の分かりやすさということです。「分かりやすい」という方が24%、「分かりにくい」という方が16%、「ふつう」という方が58%という結果ございました。

その下は、4ページ目の閲覧頻度の回答をされた中で「あまり読んでいない」「読んでいない」というお答えの方に対しまして、読んでいない理由を問うたものでございます。

その結果ですが「読みにくいから」「専門的な情報が多いから」「情報量が多すぎるから」「内容が難しいから」といったところが読んでいない理由の上位にきております。

6ページ目は、21年度の食品安全モニター会議に使った資料、その後の情報提供についての質問でございます。

その会議の後の情報提供として配布した、安全モニターの名簿、会議に使った講演資料のCD-R版の提供についてでございます。

まず、上の表がそれぞれの資料の有用度合ということで「役立った」「役立たなかった」あるいは「配付を希望しなかった」ということでございます。

一番上のモニターの名簿ですが、モニター間の交流を促進するというので、今回から始めたものでございまして、約半数の方に提供されているということでございます。そのうち「役立った」というお答えの方が全体の9.2%ということになっております。

真ん中とその下は会議に使った資料でございますけれども、約4分の1の方が情報提供を受けているということでございます。

「役立った」が16.7%ですが、これは「配付を希望しなかった」という方が非常に多く、その分を差し引いた数字で申し上げますと、受取った人のうち役立ったという答えの方が約3分の2と

いうことでございます。

6 ページの下では、どういう使い方をしたかという質問をしております。

まず、名簿につきましては、地域での交流や活動をするために利用したという方が 53%、交流を図りたかった人に連絡したという方が 40%ということでございます。

7 ページ目は、同じように講演資料をどうやって使ったかということで、役立ったと答えた方々に使い方をお聞きしたものでございます。

これをみますと、自分あるいは友人などと視聴したという方が 7 割程度、勉強会などで外の人に説明したという方が 43%、外の人に貸し出したり、譲渡したという方が 2 割程度ということでございます。

8 ページ目以降は、緊急時の情報提供というテーマで、今回は昨年発生した新型インフルエンザに関する情報提供についてお聞きしたところでございます。

上の方は新型インフルエンザに関する Q & A についての評価についてお聞かせくださいという質問で「理解しやすい」「理解しにくい」「どちらでもない」というお答えの中から選んでいただきました。

その結果「理解しやすい」という答えが 76%で、4 分の 3 の方が理解しやすかったというお答えになってございます。

一方「理解しにくい」が 7.2%、「どちらでもない」が 15.5%ということございました。

下の方は、理解しにくい理由を聞いたものでございます。「理解しにくい」「どちらでもない」とお答えになった方々が、どうして理解しにくかったかということをお答えになった部分です。

それを見ますと「文章全体の量が多い」「表現が難しい」「説明が端的、明白でない」「専門用語が多い」というところが上位に来ております。

9 ページ目以降は、ホームページが見られる方を対象にした問いでございます。

まず、ホームページに新型インフルエンザに関する情報を掲載しましたが、最初にどういうきっかけでそのページを見たかということをお聞きしたものでございます。

これをみますと 8 割以上の方がホームページを見たという結果になっております。

詳しくはどう見たかということですが、報道などで知って見たという方が 34%、頻繁に委員会のホームページを閲覧しているときに見たという方が 11%、偶然当委員会のホームページを閲覧したことがきっかけという方が 5.6%、この情報に関しては、メールマガジンの臨時号を発行いたしました。臨時号が届いたからということで 32%の方が見たというお答えになっております。

最後 10 ページ目は、新型インフルエンザに関する情報の関連情報の有用度合ということで、関連する情報をいろいろホームページのサイトの中にリンクを張っておりますが、食中毒予防、お子

様向けの食中毒予防といったところが比較的高く役立ったということで、高い評価をいただいているところがございます。

調査の結果は以上でございます。今回いただいた御意見は、ホームページやメルマガの改善に今後役立てたいと考えております。

この場をお借りいたしまして、御意見をお寄せいただいたモニターの皆様に、改めて感謝申し上げたいと思っております。

報告は以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御意見あるいは御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(6) その他「食品安全委員会専門委員の改選について」

小野勧告広報課長 それでは、本日は「その他」として「食品安全委員会専門委員の改選について」の報告があると聞いております。

事務局から報告をお願いします。

西村総務課長 それでは、お手元の資料 6 に従いまして、御報告申し上げます。

食品安全委員会の専門委員につきましては、食品安全基本法第 36 条第 2 項に基づきまして、内閣総理大臣が任命をすることになっており、任命された専門委員の属すべき専門調査会につきましては、食品安全委員会専門調査会運営規程の第 2 条第 2 項に基づき委員長が指名をすることになっております。その任命及び指名の結果を整理したものが、資料 6 ということでございます。

今回は、農薬専門調査会及びプリオン専門調査会に所属する専門委員のうち、多くの方が平成 22 年 3 月 31 日をもって任期満了を迎えるということから、その改選が 4 月 1 日付けで行われたものでございます。

そのほか、リスクコミュニケーション専門調査会と動物用医薬品専門調査会におきまして、自己都合により辞職または調査会の指名を解除することとなる専門委員がございましたので、その補充も今回の改選に合わせて行われているところでございます。

結果としましては、今回選任された専門委員の方は 53 名でございまして、うち再任が 45 名、新任が 8 名ということになっております。それぞれ所属している専門調査会ごとにリストがつくられておりますが、リストの中の白地の方が新たに選任された方であり、網かけされている方は、今回任期切れによる改選ではない方でございます。

今回、53名の専門委員の方が選任されたことによりまして、専門委員の数はこれまでの212名が3名増えて215名ということになったところでございます。

以上、御報告いたします。

小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の御報告につきまして、何か御質問等はございませんか。

ちょっと教えてほしいのですが、同じ専門調査会の中で例えば農薬などで、任期が異なる人がございますね。こういった場合は、今後どうなりますか。例えば2年で終わりなので、その人はまた短くなるということでしょうか。どうなるのでしょうか。

西村総務課長 専門調査会の中で任期が異なる方がいるのは、ほかの専門調査会で最初に専門委員として任命されて、こちらにも属しているという方の場合、ほかの方と任期がずれてしまうわけです。こういう方は、その方の任期切れのときに改選される。ほとんどの方は今年の10月1日で改選されている方々だと思いますので、基本的には、任期が切れる今から1年半後にそういった方は改選されるということになるということです。

小泉委員長 ということは、一部の方については、そういうパターンが続くということですね。

西村総務課長 どうしても1つの専門調査会の中で、その専門調査会だけに属している方ばかりではなく、幾つかの専門調査会に属する方がいらっしゃいますので、その場合には、最初に属した専門調査会の任期をもって、ほかのところも入れ替わっていくということになります。

小泉委員長 わかりました。

外に何か御質問ございませんか。よろしいですか。

それでは、外に議事はございますでしょうか。

西村総務課長 外にはございません。

小泉委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合は、4月8日木曜日14時から開催を予定しております。

また、明日4月2日金曜日14時から、リスクコミュニケーション専門調査会が公開で開催され

る予定となっております。

また、当委員会では『食品安全』という季刊誌を発行しております。このたび、BSE が発生していない国を対象とした輸入牛肉、牛内臓のリスク評価についての特集、更に「お母さんになるあなたへ」と題したインフォメーションなどを掲載しました第 22 号を発行いたしました。当季刊誌は食品安全委員会のホームページに掲載しておりますので、是非御覧いただければと思います。

それでは、以上をもちまして、第 326 回「食品安全委員会」会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。